

## 研修等報告書

平成30年 2月 1日

笠岡市議会議長 殿

(出張者) 議員 原田てつよ  議員  
議員  議員  
議員  議員

下記のとおり研修等を実施したのでその結果を報告します。

記

【1】

|       |   |
|-------|---|
| 住 所   | 広島市南区松原町5-1 広島市総合福祉センター5F ホール   |
| 電 話   | 082-264-6420  |
| 案 件   | 第6回 権利擁護セミナー「障害者の権利擁護を地域の活動につなげよう」  |
| 期 日   | 平成30年 1月26日(金) 10時20分から16時20分まで   |
| 応 対 者 | 全日本手をつなぐ育成会   |
| 状 况   | 別紙写真のとおり  |
| 訪問施設  |   |
| 概 要   | 10:20 開会挨拶<br>久保 厚子(全日本手をつなぐ育成会連合会 会長)<br>副島 宏克(広島県手をつなぐ育成会 会長)<br>10:30 パネルディスカッション<br>*パネラー<br>秋山 美帆(広島市障害福祉課長)<br>向井 公太(福岡市手をつなぐ育成会理事長・権利擁護センター運営委員)<br>井上三枝子(尼崎市手をつなぐ育成会会长・「まんまるはーと」代表)<br>*助言者<br>又村あおい(全日本手をつなぐ育成会連合会 政策センター委員) |

|       |   |
|-------|---|
|       | 関哉 直人 (弁護士・全日本手をつなぐ育成会連合会 権利擁護センター運営委員)<br>*コーディネーター                                      |
|       | 田中 正博 (全日本手をつなぐ育成会 統括)  |
| 12:00 | 昼食・休憩   |
| 13:00 | アンケート結果の報告 (別冊資料)<br>松井美弥子 (全日本手をつなぐ育成会 権利擁護センター運営委員長)<br>村山 園 (全日本手をつなぐ育成会 権利擁護センター運営委員) |
| 13:30 | 講演 1<br>「差別解消法運用の現状と課題～法を活用しての啓発活動を！」<br>講師<br>又村あおい (全日本手をつなぐ育成会 政策センター委員)               |
| 14:20 | 講演 2<br>「虐待防止法の見直しと学校関係への理解・啓発」<br>講師<br>関哉 直人 (弁護士・全日本手をつなぐ育成会連合会 権利擁護センター運営委員)          |
| 15:10 | 実演と講演<br>「キャラバン隊による障害の理解啓発」<br>(ひろしまあび隊) (福岡市手をつなぐ応援隊)                                    |
| 14:20 | 閉会挨拶<br>村山 勇治 (全日本手をつなぐ育成会連合会 副会長)  |

◎パネルディスカッションまとめ

\*秋山美帆

①広島市職員対応要領の策定

- 平成28年4月の法施行に伴い同年3月に職員の服務規律の一環として策定した。

②市民・事業者向けの周知・啓発の実施

- 平成28年度実績

市民や事業者を対象としての講演会を7回。

ボランティア団体、病院関係等に出前講座を12回。

地域フォーラム1回、シンポジウム1回開催。

③相談体制の整備

- 障害者及びその家族、関係者から、障害を理由とした差別に関する相談を受付け  
相談事例や取組事例は継続的に収集・整理し、集積した情報を全庁的に共有し  
市全体の取り組みの推進に活かした。

④広島市障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営

- 平成28年9月に設置し平成28、29年で2回開催し、相談事例と各機関の取組状況を紹介、共有した。
- 平成28年度の相談実績…22件の相談中19件が合理的配慮の不提供である。

⑤最後に

- 今後も全ての市職員が障害者差別解消法を順守し、障害を理由として不当な差別的取扱いを行わず、社会的除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を提供し、市民や事業者の理解と啓発に取組む。

\*向井公太

①福岡市における障害者差別解消法に関する取組

- ・平成28年4月1日に法施行と同時に地域協議会・差別に関する相談窓口（常設）を設置し、市職員対応要領等を制定した。
- ・市政だよりで、解消法についての特集版の発行（28年3月）・地域フォーラム開催・出前講座等啓発に取り組む。
- ・障害を理由とする差別を解消するための条例検討委員会を設置し8回の会議を経て現在、パブリックコメントを実施中。

②社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会における取組

- ・平成25年8月に「福岡市に障害者差別禁止条例をつくる会」を立ち上げ、4年半で35回の会議を重ね市の条例検討委員会議への参加。
- ・差別事案アンケート実施し事例を纏めた報告書を作成し、関係者に配布。

\*井上三枝子

①平成24年 世代別に活動するA（え～）プロジェクト委員会：育成会としての課題や地域の中で出来る事、行政にも提案できる啓発グループを立ち上げる。

②グループで、それぞれの年代に合ったワークを行いながら、兵庫県手をつなぐ育成会、県内の疑似体験啓発活動団体と連携し障害理解の啓発に努め、警察署協議会への参画もしている。

◎アンケート結果の報告（別冊資料）

◎講演まとめ

\*又村あおい

「障害者差別解消法とは」

- ・共生社会の実現を目指す・差別的取扱いを禁止する・合理的配慮の実施を求める法律である。
- ・差別的取扱いとは：障害のある人に対し、障害であることを理由として又正当な理由なくして差別することで、全面的に禁止。  
：障害が理由であっても、正当な理由がある場合は対象外であるが説明が必要である。
- ・合理的配慮とは  
：障害ゆえの社会的障壁を除去くための手助けであり、障害のある人からの申し出に対応。  
：負担が重い場合や業務範囲を逸脱する場合は対応しないこともあり得ることであり、民間事業者については努力義務であり（従業員に対する配慮は義務）行政機関においては義務である。

「法の施工から1年半、どうなった？」

- ・相談に関する国レベルのデータは示されていないが、件数は非常に少ないと予想。
- ・人権擁護委員の相談実績はポイントである。
- ・職員対応要領は、概ね作成されているが、地域協議会については自治体規模に比例する傾向にある。
- ・地域協議会の重要なテーマである啓発活動は進んでいないが、法では地方自治体に対して実施を義務付けている。
- ・手をつなぐ育成会等の啓発活動は、行政施策の推進とも親和性が高い。

|    |  |
|----|--|
|    | <p>*関哉直人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止法での通報義務は「家庭」「施設」「職場」であり、「学校」「保育所等」「病院」は対象外である。</li> <li>・学校教育法では「通報義務」「通報手続き」は無く「体罰」は身体的要素が大きいが、「体罰」か否かが重要であり虐待防止法の趣旨や捉え方とは異なる。</li> <li>・アンケートの結果によれば、虐待や不適切な対応をされたことがあったのは「小・中・高などの学校で」が最も多い事からしても、見直しが必要であると考える。</li> <li>・障害児の虐待の特性から見て「第三者による通報・介入」が必要である。</li> <li>・学校とは独立し、聞き取りの専門性・中立性を備えた機関による事実確認が必要。</li> <li>・障害者虐待防止法の介入による「支援の見直し」が必要。</li> <li>・「心理的虐待」「ネグレクト」を的確に捉え、「尊厳」を守るための法律が必要。</li> <li>・学校教育法では守られない本人の尊厳、対象は「体罰」のみ。告発の対象は「犯罪」のみ。</li> <li>・障害のある児童の特性から特に必要であり、障害者虐待防止法を真剣に考えていく必要あり。</li> </ul> <p>◎又村氏のパネリストへの助言・講演で気になった個所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*内閣府から市職員の服務規律として対応をするよう伝えている。正職員・臨時職員の研修にも入れるべきである。</li> <li>*人権擁護委員への相談が増えていることを含め地域協議会との連携が必要である。</li> <li>*合理的配慮の関係機関への周知・啓発が必要である。</li> <li>*障害者同士お互いの特性の理解が出来ていない現状ある。</li> <li>*警察協議会への参加の意味は、啓発・周知活動として大切である。</li> <li>*合理的配慮の提供・対応の事例検討は必要であり、その為にも地域協議会は早急に設置するべきである。(協議会の構成メンバーのあり方)</li> <li>*法が出来たことを、広報には載せたが…その後何をしてよいか分かっていない行政が多い。</li> <li>*地域協議会の重要なテーマの一つである啓発活動が進んでいない</li> </ul> <p>以上の問題点が笠岡市で何処まで進んでいるのかは疑問であり、検証の必要有と感じた。</p> <p>◎関谷氏の虐待防止法の見直しの所は今後、監視の必要が大きいと感じ、学校関係への理解と啓発には先生・教員へ向けての障害理解の研修も訴えていく必要有と思った。</p> <p>◎子供たちの障害理解に向けたキャラバン隊の活動は、私たち親の会の課題であり、県下の親の会、育成会のメンバーに伝えていかなければいけないであろう。</p> <p>◎広島市・福岡市・尼崎市の法施行を見極めての早いうちでの対応は、本市においても大いに見習わなければいけないであろう。</p> |
| 感想 | 添付書類 研修会資料 研修等状況写真   |

# 研修等状況写真

案件名：

